

家庭・地域との連携の在り方

広島県教育委員会

21世紀を担う児童生徒を育成するため、学校においては、生命を大切に、他人を思いやる心とともに、社会のモラルやルールを守ることなどの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められています。また、このためには、家庭や地域社会との連携がより一層重要であると言われていています。

学校、家庭、地域社会の連携については、これまでも、教育的意義からその重要性が指摘されてきましたが、実際は、組織的な連携ができていなかったり、学校が校内での出来事や取組みを外部に対してオープンにすることに消極的であったことなどから形式的な連携にとどまる実態がみられました。

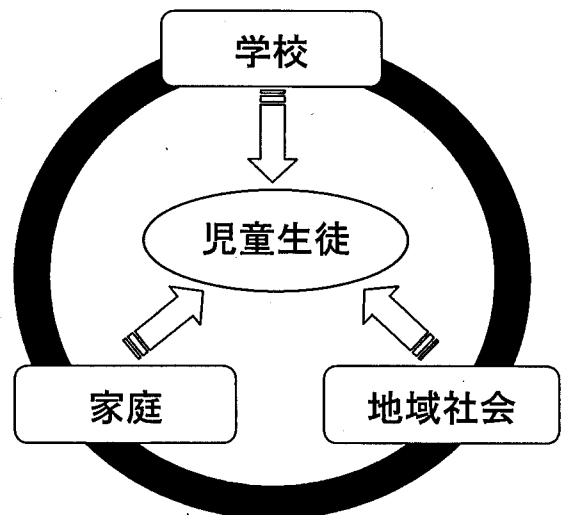
このことから、児童生徒に豊かな人間性や社会性など「生きる力」をはぐくむためには、あらためて、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの果たすべき役割を自覚してそれぞれの教育力を生かすとともに、三者が一体となった連携の在り方について見直し、抱え込みから、開かれた連携を進めていくことが必要です。

1 基本的な考え方

家庭は、児童生徒の人間形成において、豊かな感性をはぐくむことや望ましい習慣形成など、重要な役割を担っています。また、地域社会は、児童生徒に対し地域社会の一員としての自覚や、将来の社会における自己実現に向けての認識を深める場としての役割が求められています。そして学校は、各校の教育目標に向かって計画的、継続的に児童生徒の学習活動や指導を行う重要な役割を担っています。

しかしながら今日、学校が、児童生徒に「生きる力」をはぐくむためには、学校教育を学校のみで行うものにとらえるのではなく、家庭、地域社会との連携により行うものにとらえ、学校、家庭、地域社会のそれぞれがその教育力を生かした相互の有機的な連携のもとに行うことが大切です。

このことから、学校においては、積極的に開かれた学校づくりを推進するため、家庭、地域社会に対して、学校目標や指導方針等について説明するなど学校の説明責任（アカウンタビリティ）を明確にするとともに、児童生徒の問題行動等を未然に防止するため、家庭や地域社会に対して積極的な働きかけを行い、ともに児童生徒を育てていく視点に



立った連携を行うことが必要です。

2 連携における留意点

学校が、家庭や地域社会に対して積極的な働きかけを行い、より効果的な連携を進めるためには、次の点に留意することが必要です。

- (1) 校内組織体制を確立し、組織的な連携を行うこと
- (2) あらかじめ年間計画を立て計画的な連携を行うこと
- (3) 家庭、地域社会と連携・協力できるネットワークをつくること
 - ア PTAと協働して取組む
 - イ 青少年健全育成団体など関係機関等と連携する
- (4) 家庭、地域社会との相互理解を深めること
 - ア 学校、家庭、地域社会の役割を明確にする
 - イ 情報交換や協議の内容を明確にしておく
 - ウ 教育目標や指導方針など学校教育に関する情報を積極的に発信する
 - エ PTA活動を活性化する
 - オ 地域住民の学校教育活動への参加を促進する
 - カ 地域行事への参加・協力をする
 - キ 学習の場として地域の社会教育施設等を活用する
- (5) 個人情報保護に努めること
 - ア 地方公務員法に規定されている守秘義務を遵守する
 - イ 個人情報保護条例の趣旨を踏まえて対応する

3 家庭、地域との連携に係わる事例

ここでは、児童生徒の問題行動等に係わっての家庭、地域社会との連携について、具体的な事例を紹介します。

(1) 家庭訪問を通して保護者の理解を得ることについて

事例

放課後体育館の裏で、教職員が、生徒の喫煙行為を発見し、その場で本人に注意し帰宅させた。帰宅した生徒は保護者を通じ、「吸っていない」と言い、保護者も「子どもの言葉を信じている」と言って譲らない。

ア 学校の対応

家庭訪問を行い、保護者の主張を丁寧に聴き取るとともに、事実経過及び学校の取組み方針を説明したが、「吸った」「吸わない」で学校と生徒の主張が平行線となった。

保護者の主張を丁寧に聴き取り、繰り返し学校の指導方針を説明したが、理解を得ることができなかった。結局、「疑わしき行為はしないこと」と嚴重注意をするに終わった。

イ 課題

- 教職員が、喫煙を発見したにもかかわらず、事実の確認や生徒から丁寧に事情を聞くことが不十分であったことから、指導の徹底ができなかった。
- 生徒・保護者の言い分に妥協し、十分な指導ができなかった。
- 生徒・保護者に、学校の指導について不信感を残してしまった。
- 喫煙防止に対する生徒指導体制を確立し、指導方針等について文書で保護者に理解を求めておく必要があった。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

家庭訪問については、児童生徒の家庭での生活状況や課題を把握し、保護者と協力して効果的な指導方法を検討・実践するなど学校の指導を補完する役割を持っています。

喫煙などの問題行動の指導については、指導方針を明確にしておくとともに、保護者への説明は事実に基づいてねばり強く行い、学校の指導が単なる罰ではなく、児童生徒自身の健やかな成長を促すものであることの理解を求めることが大切です。

(イ) 留意点

- ① 児童生徒の指導、援助の計画のなかで実施すること。
- ② 誰と何を話すか、何を聞くか、時間・回数など、家庭訪問の目的を明確にすること。
- ③ 保護者の気持ちを共感的に理解し、話しをじっくり聞くとともに、話しやすい雰囲気づくりに努めること
- ④ 1回の訪問で過大な成果を期待せず、場合によっては長期的な展望をもって

【参考】喫煙に対する指導のポイント

- 喫煙を発見した場合の対応について日頃から教職員で確認し、その場で十分な指導ができるようにしておく。
- 発見者と生徒の双方から、発見当時の状況について細かく確認しながら聴き、記録する。
- 言い分のくいちがいについては、生徒の心の動きに注意しながら丁寧な聞き取りを続け真実に迫っていく。
- 学校の指導は、生徒を取り締まろうとしているのではなく、喫煙行為を止めさせることをねらいとした指導であることを理解させる。
- 生徒がその場で喫煙行為を認めようとしなくても、発見者が喫煙事実を確認したことをもとに、学校としての指導を行うこと。

計画を立てること。

- ⑤ 複数の教職員が家庭訪問する場合、それぞれの役割を明確にしておくこと。
- ⑥ 家庭訪問について正確な記録を残すこと。

(2) 地域からの苦情への対応について

事例

地域の住民から、生徒が、「学校の近くの私有地へ無断駐輪する」「道路いっばいに広がって通行し、他の通行の迷惑になる」との苦情電話がかかってきた。

ア 学校の対応

担当者が、電話で対応するとともに、直ちに訪問して謝罪し、今後の生徒への指導について説明した。

その後、生徒指導部で登下校のマナーに関する指導案を作成し、全教職員の協力のもとに登下校指導を行った。

また、学級活動で、登下校のマナー等について、生徒自身に考えさせる時間を持った。

イ 成果及び課題

- 担当者が迅速かつ誠実に対応し、地域の不満や苦情を解消することができた。
- 地域の苦情を教職員に伝え、登下校指導を行うなど指導体制を見直した。
- 生徒が通学のマナーについて考え、ルールを守ることや他人に迷惑をかけないことなど規範意識の向上につながった。
- 学校が、日常的に地域社会の行事に参加するなど、つながりを持つ必要がある。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

地域住民の苦情に対しては、感情的になったり、曖昧に対応することなく、常に誠実な対応を心がけることが必要です。

また、苦情については、学校への大切なアドバイスとしてとらえ、教育活動に生かしていくことが大切です。

さらに苦情のあった問題に対する今後の指導方針や取組み状況について、地域に説明していくことが大切です。

【参考】対応するときの5つのポイント

- 誠意を持って対応する。
- 一生懸命に応じる。
- 理屈だけで応じない。
- 相手の考えを大切にする。
- 必要に応じて考えや願いを伝える。

(イ) 留意点

- ① 苦情対応については、迅速に行うこと。たらい回しにしたり、対応するまで

に時間をかけたりしないこと。

② いかなる苦情に対しても、真摯な態度でのぞみ誠実な対応をすること。

③ 苦情の対応は必ず記録に残し、背景、原因を探り、課題を明らかにして今後
にその教訓を生かすこと。

(3) 地域等と連携した暴走族追放活動について

事例

毎週土曜日になると、暴走族が市内の公園で集会をしており、生徒が参加しているのではないかとの情報が入った。実態を把握するため、街頭補導活動や関係機関との連携を行い、脱会及び加入の未然防止を図った。

ア 学校の対応

暴走族の実態把握をするため、学校単独で土曜日ごとに校外指導を行ったが、暴走族の問題については、複数の学校の生徒が関わっていることから、校外指導連盟に相談した。

校外指導連盟では、教育委員会と連携し、各学校、警察、地域に呼びかけ、合同で街頭補導活動を行った。

学校は、把握した実態をもとに、保護者と連携し、暴走族からの脱会の指導や全校生徒を対象にした警察署員による防止教室を行った。

また、教育委員会、校外指導連盟、警察、ボランティア団体が、暴走族のメンバーに呼びかけて地域の公園の清掃活動を行った。



イ 成果及び課題

- 学校と家庭、地域、関係機関が連携して取り組むことができた。
- 暴走族を許さない毅然とした取組みを進めるとともに、未然防止指導を行うなど積極的な生徒指導ができた。
- 規制だけの指導ではなく、一緒になって作業等を行うことにより、共感的な人間関係づくりが可能となり、暴走族少年の内面に触れる指導ができた。
- 年間計画の中で、全校生徒対象の交通安全教室や防止教室を行う必要がある。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

少年の健全育成は、社会共通の目的であり、学校のみで抱え込んでいても解決を図ることはできません。学校は、積極的に家庭、警察等関係機関と連携を図り、一体となって取り組むことが大切です。

保護者に対しては、暴走族が、背後に暴力団のつながりを持つなど社会的にも大きな問題となっていることを認識してもらい、「家庭が、児童生徒をしっかりと指導しなければ根本的な解決にはならない」ということを徹底して説明することが必要です。

また、暴走族をただ規制するだけでなく、他に活動する場を用意するなど、社会の一員としての自覚や生きがいを実感できる指導を行うことが必要です。

(イ) 留意点

- ① 警察等関係機関と連携して防止教室を開催するなど、暴走族の実態や恐ろしさを保護者や児童生徒に理解させるとともに、暴走族と関係を持たせない指導を徹底すること。
- ② 暴走族と関係を持たないためには、家庭での指導が欠かせないことを理解させ、協力を求めること。
- ③ 全校児童生徒や保護者へのアンケート調査を行い、的確に状況を把握すること。
- ④ 学校、家庭、地域での情報交換ができるよう密接な連携を図り、暴走族に引き込まれないために状況把握をしっかり行うこと。

(4) 問題行動に対する学校での特別な指導について

事例

4月〇日、昼休憩、廊下で中学2年生の男子生徒2名が、同じ2年生男子に暴力を振るうという事件が起きた。教職員が現場に駆けつけ事態の收拾を図り、大きなけがには至らなかった。

原因は、加害生徒が、自分の悪口を被害生徒に言われていると誤解したためである。

ア 学校の対応

(ア) 当該生徒・保護者に対して

- 4月□日 : 当該生徒から事情を聴く。保護者に事情を説明し、今後の指導について話をする。
- 4月□日～ : 生徒指導部室において、特別な時間割を組んで、生徒指導部の助言を得ながら学年部・教科担当者が中心に指導を行う。家庭においては、今後の学校生活の在り方、進路について子どもとの話し合いの時間を持つよう依頼する。
- 4月□日～ : 授業に出席させて、放課後面接などの指導を行う。生活日誌をつけることを課題とする。

(イ) 全校生徒に対して

臨時の全校集会を開き、プライバシーに配慮しながら、暴力は絶対に許されな

いことについて徹底した指導を行った。

(ウ) 学級に対して

全校集会後、さらに学級でも、ロールプレイなどを通して「どんな時にかつとなるか」など、生徒に感情の動きを考えさせる指導を行い、暴力行為に対する未然防止指導を徹底して行った。

(エ) 保護者全体に対して

P T A会長をはじめ役員と連携し、暴力は絶対に許さない指導を行うことを再確認し、協力を依頼する。5月のP T A総会において、校長及びP T A会長から保護者全員に暴力追放の啓発資料を配布し、理解を求めた。

イ 成果及び課題

- 生徒指導部の計画のもと、学年部を中心に組織的な指導ができた。その結果、加害者生徒の保護者も学校の指導方針を理解して、生徒の特別な指導が効果的になるよう協力を得ることができた。
- 日頃から、暴力は絶対に許されないことを繰り返し指導しており、今回の暴力行為についても毅然とした指導を行うことができた。このため、生徒や保護者が学校を信頼し、安心して学習できる状況を維持することができた。
- 生徒が、自ら考え問題行動を抑制するためのスキルが身についておらず、ロールプレイやストレスマネジメント（「問題行動に関する防止学習プログラム」を参照）などを活用して問題行動を未然に防止する指導を行う必要がある。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

問題行動を起こした児童生徒への特別な指導は、学校と保護者がそれぞれの役割を分担協力して、本人がこれまでの自己の生活を見つめ直し、人間としての在り方・生き方を考えることができるよう指導することが大切です。

特別な指導を行う際には、担任や生徒指導部、学年部等と協議して、協力体制をつくり、何を目的にどのような内容で指導するのかといったことを明確にしておきます。また、その際には、当該の児童生徒や保護者から事情や意見をよく聴く機会を持つとともに、保護者に対し指導の方針や内容を十分に説明し、理解を求めることが大切です。

(イ) 留意点

- ① 保護者と連携して、学校、家庭、地域社会など様々な角度から問題行動の背景や原因を探り、これが解消できるよう指導するとともに、自己の生き方を見つめ直す指導を行うこと。
- ② 義務教育段階においては、自宅謹慎、自宅学習、自宅反省等いかなる名称であれ、学校に登校させずに行う特別な指導はできないこと。問題行動を起こした児童生徒に説諭するだけでは十分な効果が期待できない場合もあり、学校に

において、特別な指導を検討する必要があること。

- ③ 小・中学校における児童生徒の問題行動に係る出席停止は、性行不良であること、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めただけのみ、その保護者に対して市町村教育委員会が命ずることができること。また、出席停止は、本人に対する懲戒という観点からでなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から設けられていること。
- ④ 高校においては、学校における特別な指導を積極的に取り入れていく必要がある。保護者が家庭において十分に指導できないなど、教育的な効果が得られないと考えるときには、保護者の協力のもとで学校において指導すること。
- ⑤ 学校と家庭での役割を明確にして、学校での特別な指導及び家庭での指導を行うことが大切であること。

【参考】対人関係に効果的なコミュニケーションの5つの要素

1 肯定的な自己概念を持つこと

自己に対する概念は、私たちの日常の行動に影響しています。コミュニケーションを図ろうとする上でお互いが、肯定的な自己概念を持っていることが良い対人関係を持つ上で必要です。

2 相手の話を傾聴すること

相手の言葉を理解しようとするだけでなく、その言葉の背景にあるもの、相手の感情、真意を聴こうとすることが大切です。

3 自分の考えていることをはっきりと表現すること

私たちは、自分の考えていることを明確に表現しなくても相手が理解しているものと思込んでしまいがちです。

自分の伝えたいことを明確な言葉で表現することが大切です。

さらに、相手の態度や言葉から、どう伝わっているかをチェックし、次のコミュニケーションに生かしていくことが大切です。

4 感情を効果的に取り扱うこと

感情は、人間関係のバロメータとなることから、感情を表現することは人間関係をつくる上で大切なことです。

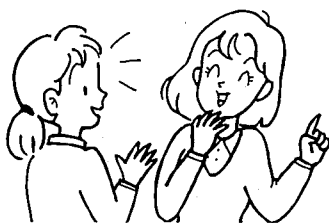
怒りなどの感情表現や無理な感情の抑制ではなく、前向きな感情を表わすことにより人間関係を深めることができます。

5 ありのままの自分を相手に開示すること

自分の考え、気持ち、意見などを包み隠さず素直な気持ちで開示することが、相手に対してより深く自分を伝えることになり、その結果、相手の自己開示を促すことになります。

相互の自己開示は、お互いの信頼と理解を生み出し、望ましい人間関係をつくりま

す。



【参考】

「特別な指導の時間割」(例)

	内 容	担 当 者
朝の会	清掃, 今日の目標及び面接	副担任, 生徒指導部
1時限	本などを読んだ感想文	担任, 学年部
2時限	教科学習	教科担当者, 学年部
3時限	教科学習	教科担当者, 学年部
4時限	教科学習	教科担当者, 学年部
5時限	ボランティア活動	生徒指導部, 学年部
6時限	反省文作成	生徒指導部, 学年部
午後の会	清掃, 一日の反省及び面接	副担任, 生徒指導部

反省日誌(例)

組	番号	名前
月	日 ()	
1 実施内容		
	内 容	感 想
朝の会		
1時限		
2時限		
2 一日の反省		
3 保護者の感想		
4 担任の所見		

反省内容(自己を振り返る)(例)

- 1 エゴグラム, 学校生活・家庭生活自己評価表等による自己理解
- 2 内観(今まで自分が迷惑をかけたこと, お世話になったこと, 自分が相手にしてあげたこと)
- 3 母親への手紙, 父親への手紙, 家族への手紙
- 4 将来の私, 将来の職業, 将来の夢
- 5 人間関係トレーニング(事例提示による自分の対応, 考えの整理)
- 6 今後の学校生活への決意